

(地 36)

平成 30 年 4 月 26 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会 常任理事
石 川 広 己

子ども医療電話相談事業（#8000 事業）の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、標記の文書が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がまいりました。

子ども医療電話相談事業は、「小児救急電話相談事業」として、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の不安解消等を目的に、平成 16 年度より国保補助事業として開始されております。

本事業は、平成 22 年度より全都道府県において実施されていますが、深夜帯の実施はなお 37 都道府県にとどまり、また、本事業の認知度は 10.2%（平成 26 年度内閣府世論調査より）と十分に認知されているとは言えない状況であるとされています。

本通知は、係る事情を踏まえ、事業の充実・周知徹底を目的として一層の普及啓発を依頼するものです。

なお、本事業における相談内容が救急医療のみではなく広く医療全般に関する相談であることに鑑み、事業の呼称を「子ども医療電話相談事業（#8000 事業）」とすることとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関等へのご周知につきご高配賜りますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 30 年 4 月 18 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 医政局 地域医療計画課長

子ども医療電話相談事業（#8000事業）の推進について

平素より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知を发出致しましたので御了知いただくとともに、貴会におかれましても、都道府県医師会への周知方についてよろしくお願いいたします。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

祝原、小原

TEL 03-3595-2185

医政地発 0418 第 1 号
平成 30 年 4 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

子ども医療電話相談事業（#8000事業）の推進について

子ども医療電話相談事業（これまで「小児救急電話相談事業」と呼称していた事業をいう。以下「#8000事業」という。）は、休日・夜間における小児の症状等に関する保護者等の不安解消等を目的に、平成 16 年度より国庫補助事業として開始し、平成 26 年度以降は各都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用して、地域の実情に応じて実施していただいている。

#8000事業の推進については、「小児救急電話相談事業の推進について」（平成 18 年 7 月 6 日付け医政指発第 0706001 号厚生労働省医政局指導課長通知）において、全国での普及や利用者の視点に立ったサービスの充実、住民への積極的な周知等をお願いしている。このような中、#8000事業は、平成 22 年度からは全都道府県で実施され、相談件数も平成 28 年度には全国で約 86 万件と年々増加傾向にあるが、深夜帯の実施については未だ 37 都道府県にとどまっている。また、平成 26 年に実施された内閣府の世論調査によれば#8000事業の認知度は 10.2%であり、まだ十分認知されているとは言えない状況である。

このため、#8000事業について、改めて充実及び周知徹底の必要があるため、下記について御了知の上、貴管下における#8000事業の体制整備及び一層の普及・啓発活動の実施をお願いする。

なお、#8000事業における相談内容が救急医療のみではなく広く医療全般に関するものとなっている実態に鑑み、今後、厚生労働省としては、本事業を「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」と呼称することとし、広報等を行っていくこととしたので申し添える。

記

1. 深夜帯を含めた体制整備について

平成30年3月15日現在、37都道府県が深夜帯の電話相談に対応している。当該都道府県の実績（平成28年度実績）を確認したところ、全相談件数に占める深夜帯の相談件数の割合は平均25%（最も割合の高い富山県では51%）であり、深夜帯における電話相談のニーズは決して低いものではないと考えられる。

#8000事業の実施に当たっては、深夜帯における相談対応が実施されるよう全都道府県において対応願いたい。

2. 住民への普及・啓発活動について

#8000事業の認知度については、内閣府が平成26年7月に実施した世論調査によると、電話で#8000の番号に掛ければ電話相談に繋がることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が10.2%と低い状態にあり、国民へのより一層の普及・啓発が求められている。平成28年度より、「それいけ！アンパンマン」の広報利用が可能となり、ポスターやマグネット等を各都道府県で活用していると承知しているが、各都道府県においては、住民への一層の普及・啓発活動をお願いする。

普及・啓発活動については、住民に対するヒアリングやアンケート調査等も有用と考えられる。各都道府県においては、他の都道府県の参考になると考えられる普及・啓発に関するヒアリングやアンケート調査の結果が得られた場合には、厚生労働省への情報共有をお願いする。また、普及・啓発活動を実施する際には、地域の医師会、小児科医会等の協力も必要であると考えられ、各都道府県においては、地域の医師会や小児科医会等と連携して普及・啓発活動を実施するようお願いする。

さらに、#8000事業については、これまで小児救急医療体制の一部として活用されてきたが、実際の相談内容については、事業開始当初に目的としていた救急受診の判断に関する相談のほか、家庭看護の方法や薬に関する相談等、救急医療のみならず医療全般に関わる内容が含まれており、小児医療全般において活用されていると考える。これを踏まえ、厚生労働省としては、#8000事業を「子ども医療電話相談事業（#8000事業）」と呼称することとした。新しい呼称を記載したポスター等については、今後、新たに作成することとしているため、完成次第追って連絡する。

3. その他

(1) #8000情報収集分析事業について

厚生労働省において、平成29年度より相談対応者の質の向上と保護者への啓発等を目的に、相談内容や対応等に関する情報を収集し、分析する事業（#8000情報収集分析事業）を実施している。平成29年度における分析結果については、取りまとめ次第、公表する予定であるため、各都道府県においては住民への普及・啓発活動や#8000事業の体制整備の参考にされたい。

(2) #8000相談対応者研修事業について

厚生労働省は、#8000事業に従事する医師、看護師等の質の向上や対応の均一性を図ることを目的として、「#8000相談対応者研修事業」を実施しているが、現在、全都道府県から受講者の推薦が得られているわけではない。（受講者は平成28年度：26都道府県38名、平成29年度：24県31名であった。）今後、関係団体と相談の上、研修の内容について充実を図る予定であり、各都道府県においては、研修受講者を積極的に推薦いただくようお願いする。